の）、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。	
気密試験設備	窒素を充填した容器又は圧縮機（0．9メガパスカルの圧力を加えることができるもの）、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。
恒温設備	恒温装置（恒温室又は恒温槽であつて、100度±2度の温度を維持することが可能なもの）を備えていること。

	（新設）
（新設）	（新設）

別表第６（第20条関係）

番号	1～7
液化石油ガス器具等の区分	（略）
表示の方法	（略）

8	9～17
携帯液化石油ガス用バーナー	（略）
機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。	（略）

別表第６（第20条関係）

番号	1～7
液化石油ガス器具等の区分	（略）
表示の方法	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（略）

	8～16
	（略）
	（略）

附　則

（施行期日）

この省令は、令和七年二月六日から施行する。